

連結財務諸表の作成方針及び注記事項（平成22年3月期）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 当グループにおきましては、継続企業の前提（信用金庫法施行規則第31条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況は存在しません。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

（その他有価証券に係る時価の算定方法）

変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い（実務対応報告第25号平成20年10月28日）」に基づき、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は535百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は369百万円増加しております。変動利付国債の合理的に算定された価額は、当グループにおける合理的な見積もりが困難なため、客観的に信頼性があり独立した第三者であるブローカーから入手した価格を使用しており、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップのボラティリティをもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し算出した現在価値であります。

- 当金庫の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	34年～50年
その他の有形固定資産	3年～20年

連結される子会社及び子会社等の有形固定資産については、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 当金庫の外貨建資産は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法。以下「DCF法」という。）により引当てております。また、当該債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別に勘案し、必要と認める額を引当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,090百万円であります。

- 当金庫の賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結決算会計年度に帰属する額を計上しております。
- 当金庫の退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結決算会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、損益処理しております。
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理しております。

なお、会計基準変更時差異（222百万円）については、主として15年による按分額を費用処理しております。

当金庫の当連結会計年度末における退職給付債務等は、以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 1,675百万円
年金資産	1,135百万円
未積立退職給付債務	△ 539百万円
会計基準変更時差異	74百万円
未認識数理計算上の差異	180百万円
未認識過去勤務債務	△ 25百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△ 310百万円
退職給付引当金	△ 310百万円

また、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しております。この要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項（平成21年3月31日現在）

①年金資産の額	1,253,450百万円
②年金財政計算上の給付債務の額	1,662,844百万円
差引額（①－②）	△ 409,394百万円

- 制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の掛金拠出割合（平成21年3月31日現在）

0.34%

- 補足説明

上記（1）の差引額の要因は、年金財政上の過去勤務債務残高△253,815百万円及び繰越不足金△155,578百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年の元利均等定率償却であり特別掛金75百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記2の割合は当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴う信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻し実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

- 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によって計上しております。

- 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額は200百万円であり、（ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）は除いております。）

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。（ただし、預金積金に係る債務は除いております。）

- 子会社等の株式又は出資金（連結子会社及び連結子会社法人等の株式又は出資金を除く）はありません。

- 有形固定資産の減価償却累計額は4,207百万円であり、

- 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、冷暖房機器一式、車両運搬具の一部、ATM機器の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- 貸出金のうち、破綻先債権額は3,209百万円、延滞債権額は1,844百万円であり、

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は64百万円であり、

なお、3か月以上延滞債権額とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,202百万円であり、

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,924百万円であり、

なお、20から23に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,506百万円であり、

- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券 513百万円（額面500百万円）
------------	-----------------------

(日銀代理店の取引の担保として)

預け金 9,607百万円 (為替決済、手形交換戻、県税収納、水道料
金自動振替、信金中金借入等の取引の担保として)

26. 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号) に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令 (平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第4号に定める方法 (路線価及び地価税の課税価格を基礎とした土地の価額を算出する方法) により合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △734百万円

27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金 3,000百万円が含まれております。

28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私券 (金融商品取引法第2条第3項) による社債に対する当金庫の保証債務の額は150百万円であります。

29. 出資1口当たりの純資産額は202円18銭であります。

30. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理 (ALM) をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理

当グループは、融資取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資一部、融資二部により行われ、また、定期的に経営陣による審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資一部、融資二部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理

当グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、企画・運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

企画・運用部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報はリスク管理部を通じ、常勤理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当グループは、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、買入金銭債権、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

31. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります (時価の算定方法については (注1) 参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません ((注2) 参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金	5,765	5,765	-
(2) 預け金 (*1)	53,582	54,035	452
(3) 買入金銭債権 (*1)	300	300	0
(4) 有価証券	94,601	94,315	△ 286
売買目的有価証券	-	-	-
満期保有目的の債券	31,423	31,137	△ 286
その他有価証券	63,178	63,178	-
(5) 貸出金 (*1)	199,749	-	-
貸倒引当金 (*2)	△ 9,054	-	-
	190,695	194,202	3,507
金融資産計	344,943	348,617	3,673
(1) 預金積金 (*1)	339,185	339,128	△ 57
(2) 借入金 (*1)	5,315	5,378	63
金融負債計	344,500	344,506	6

(*1) 預け金、買入金銭債権、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

【金融資産】

- (1) 現金

現金については、当該帳簿価額を時価としております。

- (2) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、市場金利 (LIBOR、SWAP) で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しています。

- (3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、市場金利 (LIBOR、SWAP) で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しています。

- (4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価格は、当グループにおける合理的な見積もりが困難なため、客観的に信頼性があり独立した第三者であるブローカーから入手した価格を使用しており、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップションのボラティリティをもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し算出した現在価値であります。

- (5) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額 (貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という)。

- ② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利 (LIBOR、SWAP) で割り引いた価額

【金融負債】

- (1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利 (LIBOR、SWAP) を用いております。

- (2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものはありません。また、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利 (LIBOR、SWAP) で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式 (*1)	-
非上場株式 (*1) (*2)	75
組合出資金 (*3)	3

(*1) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について9百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	5年超	10年超
		5年以内	10年以内	
預け金	10,649	31,560	-	-
買入金銭債権	-	300	-	-
有価証券	17,578	33,861	28,557	12,738
満期保有目的の債権	-	2,629	18,096	10,696
その他有価証券のうち満期があるもの	17,578	31,232	10,460	2,041
貸出金(※)	50,552	59,866	33,084	33,621
合計	78,779	125,587	61,641	46,359

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	5年超	10年超
		5年以内	10年以内	
預金積立(※)	162,638	30,278	8	165
借入金	20	3,973	762	558
合計	162,658	34,251	770	723

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、34.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
		(百万円)	(百万円)	(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	199	205	6
	地方債	2,880	2,932	51
	社債	7,546	7,628	81
	その他	400	404	4
	小計	11,027	11,169	142
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,999	3,986	△13
	地方債	5,196	5,171	△25
	社債	4,899	4,876	△22
	その他	6,299	5,932	△367
	小計	20,396	19,967	△429
合計		31,423	31,137	△286

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
		(百万円)	(百万円)	(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	112	95	16
	債権	51,778	50,972	806
	国債	25,773	25,363	409
	地方債	2,752	2,700	51
	社債	23,253	22,908	344
	その他	2,024	1,996	27
	小計	53,915	53,064	850

連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債権	6,960	7,003	△43
	国債	3,200	3,200	△0
	地方債	284	285	△1
	社債	3,475	3,517	△41
	その他	2,302	2,460	△157
小計	9,262	9,464	△201	
合計		63,178	62,528	649

33. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
株式	5	5	-
債券	200	0	-
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	200	0	-
その他	752	39	-
合計	959	45	-

34. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、非上場株式9百万円、投資信託34百万円、その他の証券7百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、その他有価証券のうち、時価が把握できるものについて、時価が取得原価に比べて原則50%相当以上低下している場合、また取得原価に対する時価の下落率が30%以上50%未満の場合で時価の回復見込がないと判断した場合としております。また、市場価格のない株式については、当該株式の発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し、当該実質価額がその取得原価に比べて50%以上低下している場合としております。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、50,101百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,131百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子会社等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子会社等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置を講じております。